

田辺市梅干製造業経営支援資金利子補給制度のご案内

制度の概要

令和6年度の紀州南高梅の大不作及び物価高騰等の影響を受けている梅製造業者を支援することを目的として、和歌山県中小企業融資制度のうち、経営支援資金（一般枠）の融資を受けた方について、その支払利子額に対して一定割合の利子補給を行います。

1. 対象者の要件

- ① 梅干製造業を営んでいる事業者
- ② （個人事業主）市内に住所を有する者で、市内の事業所で事業を営むもの
（法人）商業登記法（昭和38年法律第125号）または組合等登記令（昭和39年政令第29号）に規定する登記簿に登録されている本店若しくは支店を市内に有する法人
- ③ 下記の2に掲げる融資を受けている者
※令和6年10月1日から令和9年3月31日までに融資が実行されていること
- ④ 市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること

2. 対象となる融資制度

実施機関	融資名	資金使途	融資対象
和歌山県	経営支援資金（一般枠）	設備資金又は運転資金	知事が定める不況業種（野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く））を主たる事業とする者

3. 利子補給率等

利子補給利率	1. 0%以内
補助期間	3年間
利子補給の対象となる融資の限度額	8000万円以内

申請手続

当該年度の利子支払終了後に申請をしていただきます（年度ごとに申請が必要です）。

下記の申請書類を「田辺市商工観光部商工振興課」又は「各行政局産業建設課商工観光係」へご提出下さい。利子支払実績等を確認後、申請頂いた方に利子補給補助金を直接お支払いいたします。

《申請書類》

- ①利子補給金交付申請書 ②利子補給金請求書 ③利子支払済額証明書・支払済額明細書
 - ④支払額明細表（又は償還計画表） ⑤市税完納証明書（国民健康保険税を含む） ⑥履歴事項全部証明書
 - ⑦梅干製造事業の概要がわかる書類
- ※ ①～③の所定用紙は、市役所商工振興課にて用意しています。
ただし、③については、所定事項を記入し、金融機関により証明を受ける必要があります。また、金融機関所定の様式であっても、融資実行日、年利、返済期間等のほか、月々の支払済額が明示されており、当該金融機関の証明を受けたものであれば代用可能です。
- ※ ④については、融資借入の際、金融機関にて発行されるものです。
- ※ ⑤については、市役所収納課にて交付の申請（証明手数料200円が必要です）を行い発行してもらってください。
- ※ ⑥については、履歴事項全部証明書は申請者が法人の場合に限ります。和歌山法務局田辺支局にて交付の申請を行ってください。
- ※ ⑦については、事業所の場所や名称、内容等がわかる書類を提出してください。
- ※ 利子補給の対象となる融資かどうかを判断するため、金融機関に確認を行う場合があります。

お申込み・お問い合わせ

田辺市 商工観光部 商工振興課

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

TEL：0739-26-9970 / FAX：0739-22-9903

田辺市梅干製造業経営支援資金利子補給関係書類送付依頼書

令和 年 月 日

田 辺 市 長 あて

事業所住所

事業所名称

代表者氏名

電 話 番 号 () -

代表者住所

〔 法人にあっては、代表者住所欄には、主たる事務所の所在地を記載してください。 〕

田辺市梅干製造業経営支援資金利子補給金の交付申請を行いたいため、関係書類を送付されたく依頼します。

融資実施機関名	☒ 記入) ☐ 和歌山県		
融 資 制 度 名	☒ 記入) ☐ 経営支援資金（一般枠） ※知事が定める不況業種（野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）） を主たる事業とする者		
事 業 内 容	☒ 記入) ☐ 梅干を製造している		
用 途	(いずれかに ☒) ☐ 運転 ☐ 設備 ☐ 運転・設備		
金 融 機 関 名		銀行・金庫・組合	店・所
融 資 実 行 日	令和 年 月 日		
融 資 金 額	金 円		
返 済 期 間 (利子支払期間)	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
据 置 期 間	☐ なし ☐ あり 【 か月間 】 (いずれかに ☒)		
利 率	年利 % 【 特利：当初 か月間 / 年 % 】		

※ 金融機関名については、ご利用（融資相談窓口）の金融機関名等をご記入ください。

※ 据置期間については、据置適用有無について該当する方に☒を入れてください。この場合において、据置が適用されている場合は、その適用月数を【 か月間】欄にご記入ください。

※ 特例利率が適用されている場合は、【特利： 】欄に適用月数及び特例利率をご記入ください。

※ 本制度の対象となる融資を複数受けられている場合は、融資ごとに本依頼書を作成してください。

※ 利子補給の対象となる融資かどうかを判断するため、金融機関に確認を行う場合があります。

田辺市梅干製造業経営支援資金利子補給補助金交付申請に係る関係書類の送付は、2月下旬～3月中旬を予定しています。（本依頼書の提出をもって、依頼者が本制度の対象要件を満たしていることを保証するものではありません。）